

## 地方交付税制度の財源保障機能の堅持と充実を求める要望意見書

現在、経済財政諮問会議は、2010年代初頭までにプライマリーバランス（基礎的財政収支）の黒字化を目指すとし、「歳出・歳入一体改革」を議論しています。与謝野金融・経済財政政策担当大臣の中間とりまとめでも、その「歳出削減」の一環として、「歳出の大胆な削減、基準財政需要額の見直し、現在の基準を見直すことによる不交付団体数の増加をはじめとする地方交付税制度の改革等を加速する」されています。また、竹中総務大臣は、プライマリーバランス改善のために、「地方交付税は6兆円削減可能」（3月29日経済財政諮問会議）と試算していますが、この歳出削減については、6月に出される骨太方針2006の中に反映されることとなっています。

地方交付税は地方の固有財源であり、国の借金の付けまわしとして、しかも地方の代表者も入れずに「改革」ということは許されるものではありません。地方交付税制度は、憲法で地方自治体に保障された、「財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する」ことを実現するためのものであり、その削減は、住民の暮らしや福祉のためのサービスを切り捨てるものであります。

地方の事務の中で国が法律で義務付けているものは、消防や保育所など住民の暮らしに密接に関わるものであり、国が義務付けているならば、その財源の保障を削るべきではありません。地方交付税は、地方自治体と住民サービスの命綱ともいえるべきものであります。

よって、国におかれては、下記の施策を実施されるよう強く要望します。

### 記

1. 地方交付税制度は、財源保障機能と財政調整機能をあわせ持つ制度として充実させること。
2. 国の財政の歳出削減の一環として、地方固有財源である地方交付税の一方的削減をやめること。
3. 決定のプロセスに地方の代表者の参加を保障し、「法定率」の引き上げを含め地方交付税の充実を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 6 月28日

大空町議会議長 後藤 幸太郎